

## メルボルン / 大阪ダブルハンドヨットレース 2007

### 装備適合宣言書

艇名： エントリーナンバー：  
建造年： LOA： (m)

- 1 我々、本艇のスキッパーおよび各クルーは、艇が完全な設備を整え、十分に対航性のある構造を持つとともに、艇に、悪天候にも立ち向かえる、健康で、有能、かつ経験豊富な乗員が乗り込む事を保証する事は、我々の唯一かつ当然の責任である事に同意する。また我々は、各自、艇のハル、スパー、索具、帆、および全ての安全装置が堅固である事に満足している。
- 2 我々は、全ての安全機器の場所を認識しているとともに、機器が適切に維持、収容されている事を保証する。また、我々二人は、機器がどこに保管されているか、また機器をどのように使用すべきかについて我々が理解している事を、個別に確約する。
- 3 我々二人は、レースをスタートするか否か、また一度スタートした後は、本レースにおける競争を継続するか否かを決定するのは、各艇の唯一および独占的な責任である事を承認する。
- 4 我々は、集合的にも、個人的にも、レース中に、本艇およびそのクルーに起こる可能性のある全ての不運な事故について全面的な責任を引受ける。また我々は、メルボルン / 大阪ダブルハンドヨットレース 2007 推進協議会、大阪北港ヨットクラブ、JSAF - 外洋内海、ヨットイング・オーストラリア、大阪市、メルボルン市およびサンドリングラム・ヨットクラブは、我々または我々の艇に関し何らの責任も引受けない事、また、彼らが、我々および / または我々の艇が関係する可能性のあるいかなる第三者に対する、いかなる種類の責任も引受けない事を認識している。
- 5 我々二人は、ISAF2004-2005 特別規定の 2006 年 1 月 1 日発効のアペンディックス K を含むカテゴリー O と、本レースの特別規定への変更により、艇上に装備する事が義務付けられている全ての機器が、適正に作動し、容易にアクセス可能であり、なおかつメルボルン / 大阪ダブルハンドヨットレース 2007 に関して適切かつ妥当な型式、サイズおよびキャパシティーである事を承認する。
- 6 我々は、ISAF 特別規定のセクション 6 に含まれる講義摘要に従い、理論および実践の両課題において、満足の行くように訓練を完了した事を確認し、当該訓練の証拠を既に提出した。

(署名) - スキッパー (日付)

(署名) - クルー / 共同スキッパー (日付)

- 7 さらに我々は、本艇に関し以下の事項について確約する。
- 7.1 転覆に対する耐性があり、115度以上の正復元力を持つ。
  - 7.2 堅固に建造され、水密であるとともに、固体水や転覆に耐える事ができる。
  - 7.3 適切に索具が装備され、安定が保たれている。
  - 7.4 完全に対航性があり、ISAF2004-2005 特別規定の2006年1月1日発効のアペンディックス K を含むカテゴリーO に規定されている各基準と、本レースの特別規定への変更に適合している。
- 8 我々はさらに以下の事項について報告する。
- 8.1 エンジンが恒久的に設置され、悪天候の影響を受けないう安全に防護されている。
  - 8.2 排気システムが恒久的に設置され、悪天候の影響を受けないう適当に保護されている。
  - 8.3 燃料供給システムが確実に設置され、悪天候の影響を受けないう適当に保護されている。
  - 8.4 レース告示(規則 8.1)に従い、本艇に搭載しなければならない燃料の量は\_\_\_\_\_リットルである。
  - 8.5 我々は、レーススタート時に本艇に搭載する燃料の最少量は\_\_\_\_\_リットルである事を保証する。
  - 8.6 本艇を、12時間にわたり、LOAの平方根の1.5倍に相当する速度(m)で推進させるために必要な燃料の量は\_\_\_\_\_リットルである。
  - 8.7 全ての重量の重い装置は堅固に積み込まれているか、あるいは恒久的に設置されている。
  - 8.8 バッテリーは固定されている。
  - 8.9 ストープは固定されている。
  - 8.10 本艇は、外洋ヨットの建造と分類に関する ABS 指針に基づいて、ABS に承認された計画に従って建造された。
  - 8.11 あるいは  
本艇が建造された国の管轄当局である\_\_\_\_\_による承認書が交付されている。
  - 8.12 ハル、デッキ、コーチルーフ、窓、ハッチ、およびハルの必須部分である他の全ての部分は基本的に水密構造になっている。
  - 8.13 ハルに至る制御および他の系統は完全に密封され、水密構造になっている。
  - 8.14 艇には、2ヶ所の非常口があり、構造の特徴上その設置が困難でない限り、1ヶ所はフォアマストの前方にある。
  - 8.15 ハル、デッキ、コーチルーフ、窓、ハッチ、およびハルの他の全ての部分の開口部は、その健全性を維持するために即座に閉止可能である。
  - 8.16 艇には、内側に開く、最大のビームステーション(beam station)の前方にいかなるハッチもない。
  - 8.17 艇のハッチは、ハルが90°に傾いた時にも水上にあるように設計されている。
  - 8.18 全てのハッチは、180°の転覆時にも即座に閉止し、堅固に維持されるように、恒久的に固定されている。
  - 8.19 操縦室は、構造的に強固で、いかなる傾斜角の場合も迅速に自力で排水し、規則 3.09.1

に従って、ハルの必須部分として恒久的に統合されている。

- 8.20 操縦室の排水孔は全体で直径\_\_\_\_\_である。
- 8.21 ハルを貫通する船底弁または開口部は全部で\_\_\_\_\_ヶ所である。各船底弁には、ハルを貫通する各開口部の閉止装置が設置されている。ハルを貫通する各開口部の位置を示す図面を本書に添付する。
- 8.22 本艇には、確実に、船首および船尾の LWL 前端から LOA の 15%以内に水密構造の隔壁が存在する。あるいは、直線的測定でハルの前方 30%までのフォーム浮力(foam buoyancy)を備えている。
- 8.23 救命索は、直径\_\_\_\_\_mm の\_\_\_\_\_級ステンレス鋼製で、ISAF の特別規則 3.14.6 に沿った標準的ステンレス鋼製ワイヤである。
- 8.24 支柱は、ISAF の特別規則 3.14.3 (k) に適合している。
- 8.25 救命索、支柱および安全手すりは ISAF の特別規則 3.14 に適合している。
- 8.26 救命索の最大の垂直開口部は\_\_\_\_\_mm である。
- 8.27 本艇には、実際に使用できるトイレが恒久的に設置されている。
- 8.28 本艇には、\_\_\_\_\_台の使用可能な寝台が恒久的に設置されている。
- 8.29 本艇には、使用可能な料理用レンジがある。  
このレンジは転覆時も耐えうるように恒久的に設置され、安全かつ使用しやすい停止制御機能が装備されるとともに、ジンバルも備えている。
- 8.30 本艇には、配管を通じて排水され、水を最低 2 つの区画に分け、さらに 1 台のタンクの貯水量が 66%を超えない 2 台の真水のタンクがある。
- 8.31 本艇は、レースのスタート時、\_\_\_\_\_リットルの真水を搭載する予定である。
- 8.32 本艇は、専用の容器に\_\_\_\_\_リットルの非常用水を搭載する予定である。
- 8.33 全ての航海灯は上部救命索のすぐ下より高い位置に搭載している。
- 8.34 航海灯に使用する電球の最小電力は\_\_\_\_\_ワットである。
- 8.35 航海灯に使用する全ての予備電球は、最低\_\_\_\_\_ワットである。
- 8.36 ストームトラ Isles の面積は、メインセールのラフの長さ<sup>2</sup>とメインセールのフットの長さ<sup>2</sup>の積の 17.5%以下である。
- 8.37 ストームトラ Isles は、メインブームとは独立して張られ、ヘッドボードもバテンもない。
- 8.38 ストームトラ Isles には、両側に、艇のセールナンバーを表示し、色付けしている / 色付けしていない、または色布を継ぎ合わせている。
- 8.39 本艇は、ラフのグループ装置に取り付けている場合は、それをフォアステーに取り付ける別の方法があるストームジブを搭載しており、その面積は、船首(forward)の三角形の高さの二乗の 5%以下で、ラフの最長は、船首の三角形の高さの 65%以下である。
- 8.40 本艇は、面積が、船首(fore)の三角形の高さの二乗の 13.5%以下で、リーフポイントのない悪天候用のジブを搭載している。
- 8.41 ストーム用と悪天候用の各セールは、ラフグループ装置なしにステーに取り付け可能である。

- 8.42 各ストームセールには、濃い色の付いた部分がある／ない。
- 8.43 船上用の給水配管系統の最新図面、電気系統、安全・操作マニュアルを搭載している／していない。
- 8.44 最も良く見える場所に、安全機器の位置を示す最新図面を表示している。
- 8.45 搭載する EPIRB は規則 4.19 の要件に適合している。2 番目の 406MHz EPIRB は救命いかだの中に含まれている。
- 8.46 本艇上には、規則 5.01 の要件に適合した、各クルー用のライフジャケットがある。
- 8.47 本艇上には、規則 5.02 の要件に適合した、各クルー用の安全装具がある。
- 8.48 ジャックスターは、規則 4.04 の規定どおり、強固な固定点に取り付けられており、最低限の破壊強度を持つ。強固な固定点は、クルーがクリップオンできるように固定されている。また、クルーは、デッキに行く前にクリップオンできる。
- 8.49 規則 4.20 により義務付けられている証書の写しを添付している。
- 8.50 海錨と自己点火灯付きの救命ブイ、または自己点火灯付きで海錨の付いていない救命スリングが、艇に付随しており、規則 4.22 の要件に適合している。自己点火灯、笛および海錨付きのダンブイに付随した 2 つ目の救命ブイは、操舵手の手の届くところにある。
- 8.51 本艇は、SOLAS LSA コード第 111 章「視覚信号」に適合した信号弾を搭載している。同信号弾は、使用期間が 4 年以下、もしくはレース中に使用期限を過ぎないもので、水密容器内に收容されている。
- 8.52 本艇は、操縦室から容易に手の届く位置に長さ 15m から 25m の控え綱(heaving line)と、操縦室用ナイフを搭載している。
- 8.53 本艇は、十分な出力と、最低 1 時間にわたり送信可能な水密条件下に收容され、十分に充電された独立非常用電源を備えたマリーン SSB HF と VHF ラジオを搭載している。
- 8.54 各乗員は、夜間携行すべき小型照明弾 2 パック、または閃光 / SOLAS 灯、ナイフ、水密性のある懐中電灯、および位置を示すための 121.5 mHz の個人用ビーコンを所持する。
- 8.55 各乗員は、フード付きの悪天候用スーツを所持する。
- 8.56 水中の各付属物には、非常に目立つ色を塗った部分がある。
- 9 我々二人は、それぞれ、9.1 から 9.94 までの番号を付与された以下の質問事項を読み、それに対し、率直かつ正直に回答した。
- 9.1 搭載するもう 1 つの電源の主な目的は、エンジンを始動させる事か？
- 9.2 恒久的に設置されている燃料タンクは\_\_\_\_\_製である。
- 9.3 ガス容器がある場合はどのように安全に保管するか？
- 9.4 エンジンをどのように保護するか？
- 9.5 錨をどのように固定させるか？
- 9.6 錨のチェーンをどのように固定させるか？
- 9.7 艇の国名の文字とナンバーは規則 4.01 に適合しているか？
- 9.8 艇で使用されている甲板昇降口階段の防波板の配置について説明せよ。
- 9.9 防波板のロッキング配置と締め綱は、甲板昇降口階段の防波板に付随しているか？

- 9.10 艇にはいくつの軟材プラグが付随しているか？
- 9.11 マストの下端はマストのステップにどのように固定されているか？
- 9.12 救命索を固定するために締め綱が使用されているか？
- 9.13 足留め板の最低の高さは？
- 9.14 足留め板は艇の舷弧(sheer)ラインからどの位船内に入っているか？
- 9.15 艇に固定されているジャックステーについて説明せよ。また、規則 4.04 に適合するジャックステーシステムを示す図面を提出せよ。
- 9.16 艇には、海路で起動可能な、安全かつ使用しやすい燃料閉止制御弁があるか？
- 9.17 艇は消火器を何台搭載しているか？
- 9.18 消火器はどこに置いているか？
- 9.19 艇は何台のビルジポンプを搭載しているか？
- 9.20 本用紙の最後にあるヨットの図面上に、各ビルジポンプが所在する位置を記入せよ。
- 9.21 誤って喪失しないように、各ビルジポンプの取手には、留め金が付いているか？
- 9.22 デッキ上には、何台の手動ビルジポンプが操作可能な状態で固定されているか？
- 9.23 デッキの下には、何台の手動ビルジポンプが操作可能な状態で固定されているか？
- 9.24 何個のバケツを搭載しているか？
- 9.25 搭載する各錨について、種類と重量別に明記せよ。
- 9.26 各錨に付随するケーブルの長さを明記せよ。
- 9.27 各錨に付随するチェーンの長さを明記せよ。
- 9.28 各錨の末端はハルに固定されているか？もし固定されている場合は、どのように固定されているか？
- 9.29 各タンクにはどの位の真水が貯蔵されているか？(1)\_\_\_\_\_リットル、(2)\_\_\_\_\_リットル。
- 9.30 1つまたは複数の容器に、非常時に使用するための水がどの位貯蔵されているか？
- 9.31 何個の懐中電灯を搭載しているか？
- 9.32 何個の予備電池を搭載しているか？
- 9.33 何個の予備トーチと航行灯の予備電球を搭載しているか？
- 9.34 医療キットには、レース委員会が発行した医療キットに関する付属書に指定されている通りの品目が含まれているか？
- 9.35 艇に搭載している救急処置マニュアルについて明記せよ。
- 9.36 搭載している霧笛の種類について明記せよ。
- 9.37 搭載しているレーダー反射器の種類について明記せよ。
- 9.38 各燃料タンク上の閉止弁の位置を説明せよ。
- 9.39 主要な海洋羅針盤を最後に調整したのはいつか？
- 9.40 羅針盤の調整者の報告の写しを持っているか？
- 9.41 艇には、どのような種類のスペアの羅針盤を搭載しているか？
- 9.42 艇は、全ての必要な海図、灯台のリスト、および規則 4.11 に沿った航法機器を搭載しているか？

- 9.43 艇には、MOB 回収のために、どのような種類の無線方向探知機が搭載されているか？
- 9.44 艇は、いずれかの自動電子位置修正装置を搭載しているか？
- 9.45 もし搭載している場合は、どのような型式か？またいつ設置したか？
- 9.46 同装置の精度は点検したか？点検した場合は、いつしたか？
- 9.47 使用する音波発信機の種類を明記せよ。
- 9.48 使用する速度測定機器または距離測定機器の種類を明記せよ。
- 9.49 速度測定機器の精度を最後に点検したのはいつか？また誰が、どのような機会に精度を点検したか？
- 9.50 艇に取り付けられている航行灯は「海上での衝突防止に関する国際規則、パート C」に適合しているか？
- 9.51 航行灯について説明せよ。また、それがどこに表示されるか述べよ。
- 9.52 航行灯は、セールや艇のヒールで隠れないように搭載されているか？
- 9.53 ISAF 特別規則 3.27 に従って使用する非常用航行灯の種類を説明せよ。
- 9.54 非常用船首灯の取り付け方法を説明せよ。またそれとは別に船尾灯の取り付け方法を説明せよ。
- 9.55 ストームトリスル上の艇のセールナンバーの文字サイズはどの位か？
- 9.56 ストームジブを構成する材料の詳細を述べよ。
- 9.57 艇の非常用操舵装置について説明せよ。また、それが艇のどこに収容されているか述べよ。
- 9.58 万一舵が故障した場合、艇を操舵するどのような代替方法を試験したか？
- 9.59 非常用操舵装置は、どこで、どのような条件で判明されたか？
- 9.60 道具とスペアパーツは規則 4.16 の要件に適合しているか？
- 9.61 様々な救命装置に書かれた艇の名称は、規則 4.17 の規定に従っているか？
- 9.62 救命ブイ、救命スリング、救命いかだおよびライフジャケットに取り付けられている海上使用グレードの後方反射材は、規則 4.18 に従っているか？
- 9.63 艇の SSB 無線アンテナはマストに依存しているか？
- 9.64 もし依存している場合は、万一、マストが喪失した場合に、代わりの支柱を提供するどのような手段が存在するか明記せよ。
- 9.65 水密性の携行サイズの VHF ラジオの製造者名とモデルの型式は何か？
- 9.66 EPIRB の次の点検日はいつか？
- 9.67 搭載している救命いかだの製造者名は？
- 9.68 救命いかだは\_\_\_\_\_に購入した。
- 9.69 救命いかだを最後に点検したのは\_\_\_\_\_である。
- 9.70 救命いかだは、次に、\_\_\_\_\_に点検しなければならない。
- 9.71 救命いかだの収容場所を説明せよ。
- 9.72 救命いかだが作業デッキに直接開く区画内に収容されている場合は、規則 4.20.2 (b) i と ii の要件が満たされているか？
- 9.73 救命いかだには ISAF 特別規則、アペンディックス A が規定するマークが書かれている

か？

- 9.74 クルーが救命いかだを海上に浮かべる演習を最後に行ったのはいつか？また、それにはどの位時間を要したか？
- 9.75 救命いかだのカバーは、救命いかだに\*取り付けられている / \*取り付けられていない。
- 9.76 救命いかだには断熱床材が\*取り付けられている / \*取り付けられていない。
- 9.77 規則 4.22.1 (b) ii が規定するダンブイは、艇のどこに搭載されているか？
- 9.78 ダンブイのフラッグは水面から最低 1.8m の地点で翻っているか？
- 9.79 艇は\_\_\_\_\_個のパラシュート照明弾を搭載している。
- 9.80 艇は\_\_\_\_\_個の赤色照明弾を搭載している。
- 9.81 艇は\_\_\_\_\_個の白色照明弾を搭載している。
- 9.82 艇は\_\_\_\_\_個のオレンジ色の SOLAS 照明弾を搭載している。
- 9.83 我々が、人が落水した場合の演習を、最後に終了したのは\_\_\_\_(いつ)\_\_\_\_で、\_\_\_\_(場所)\_\_\_\_においてだった。
- 9.84 人が落水した場合の演習では、セールだけを使ったか？あるいはセールとモーターを使ったか？\_\_\_\_\_。
- 9.85 貴下は、落水した人を迅速に救助できる事に満足しているか？
- 9.86 貴下が落水した人を救助したのはどちら側からか？
- 9.87 落水事故の演習で人を引き上げるために使用した実際の装置について説明せよ。
- 9.88 貴下の GPS には落水した人用の機能が付いているか？
- 9.89 我々は、いかなる場合も作動状態に置かれる、規定の衛星位置検索システムを取り付けた。
- 9.90 もし、取り付けた場合は、海上でそれを点検した事があるか？
- 9.91 艇には\_\_\_\_\_社の自己操舵装置が取り付けられている。また我々は十分なスペアパーツを持っている。
- 9.92 ジャックスターの最低強度はどの位か？
- 9.93 デッキ上にはいくつの強力なクリップオンポイントがあるか？
- 9.94 それらはデッキ上にどのように取り付けられているか？
- 10 我々は艇が以下の品目を搭載している事に満足している。
- 10.1 十分な量の予備ディーゼルフィルター
- 10.2 海上での修理に使用できる十分な道具
- 10.3 十分な航行中の修理キット
- 10.4 非常用の予備の水
- 10.5 予備のエンジンオイル
- 10.6 自己操舵装置のスペアパーツ
- 10.7 交流発電機の予備のベルト
- 10.8 揚水ポンプの予備のベルト
- 10.9 ポンプの予備の回転翼

## 10.10 賢明なスキッパーとクルーの要件を満足させる他のスペアパーツ

11 我々は、JSAF 外洋内海、サンドリンガム・ヨットクラブ、および ISAF 特別規則が、以下の品目を含む小物袋を搭載するよう**推奨している事**を認識している。

ISAF 特別規則セクション 4.21.2 に列挙されている品目

- a. 水密性のある携行用 GPS 装置
- b. ドライスーツまたはサバイバルバッグ
- c. 予備の海錨と索
- d. 安全缶切り 2 個
- e. ヨット用に登録された 406 mHz の EPIRB1 台
- f. 救急処置用キット
- g. スペア電球付きの、水密構造を持つ浮力のある懐中電灯
- h. 昼間信号鏡 1 個と信号伝達笛 1 個
- i. 赤色パラシュート照明弾 2 個と赤色照明弾 3 個
- j. 喉が渇かない高エネルギーの食料と大麦糖またはその同等物
- k. 飲料水用水密容器（1 人最低 500ml）
- l. 国際緊急信号の図解入りコピー一式
- m. ナイロン製の紐、ポリ袋、酔い止めの錠剤
- n. 水密性で携行式の航行用 VHF トランシーバー
- o. SART（捜索救助トランスポンダー）1 台
- p. 水密性で携行式の海上用 VHF トランシーバー

その他の推奨品目

レーダー反射器

日焼け止め

予備の衣服と上着

クルーが必要とする処方薬

スペアのめがね

サングラス

船積み書類、パスポート、ビザなどの重要な書類

トーチ、スペア電球、およびスペア電池

結束と締め綱用の軽い紐

飲料水用カップおよび計量カップ

ログブック、ノート、鉛筆、多目的ポケットナイフ

釣り糸とフック

12 我々は、大阪湾内のフィニッシュラインに到着後、緊急の場合我々の要請により、我々の艇

